

# 学校現場の負担軽減ハンドブック

～子どもと向き合う時間の確保に向けて～



令和7年 改訂版

大分県教育委員会  
(学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチーム)

## はじめに

- 平成19年11月に文部科学省内に「学校現場の負担軽減プロジェクトチーム」が設けられ、教員が子どもと向き合う時間を拡充するため、文部科学省及び教育委員会等が行っている業務を見直し、学校の負担軽減を図ることを目的とした検討が重ねられ、平成20年3月31日付けでとりまとめ結果が示されました。
- とりまとめ結果においては、学校現場の負担軽減のために取り組むべき事項として、調査文書等に関する事務負担の軽減や調査研究（モデル校）事業の在り方の見直し、学校の校務運営体制の改善などが挙げられ、各教育委員会においても事務負担の軽減に努めることとされたところです。
- 大分県教育委員会においても、平成20年5月に教育庁内に「学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチーム（以下、「負担軽減PT」という。）」を設置し、県教育委員会が行っている業務を見直すとともに、様々な負担軽減策を行ってまいりました。
- 本「学校現場の負担軽減ハンドブック」は、負担軽減PTによる会議や学校現場の教職員との意見交換などを通じて提案された負担軽減策をとりまとめ、平成21年2月に作成しました。そして、その後も毎年度学校現場との意見交換等を通じて実態把握に努め、新たな負担軽減策を盛り込みながら改訂を続けているところです。
- 令和4年度に実施した教員勤務実態調査（速報値）において、前回（平成28年度実施）調査と比較すると、教師の在校等時間の状況は、一定程度改善しましたが、依然として長時間勤務の教師が多いという実態が改めて明らかとなりました。  
こうしたことを受けて、令和5年8月には、中央教育審議会において「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」が取りまとめられました。この提言においては、教師を取り巻く環境整備について、直ちに取り組むべき事項として、①学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進、②学校における働き方改革の実効性の向上等、③持続可能な勤務環境整備等の支援の充実を、それぞれの主体（国、都道府県、市町村、各学校など）がその権限と責任に基づき、主体的に各事項に取り組むことを求められています。このことを踏まえ、業務量の適切な管理や勤務環境の整備、ICTの活用による校務効率化の推進等引き続き学校における働き方改革のために必要な取組の徹底を、大分県全体で推進していきます。  
また、提言の中では教師を取り巻く環境整備のための支援を充実することはもとより、市町村や各学校などの取組を後押しするために、創意工夫により創出された好事例の横展開を図るなどの役割を果たすことが必要であると指摘されています。引き続き、負担軽減PTにおいても県内で取り組まれている事例を取りまとめた「別冊①取組事例集」を作成し、横展開を図っていきます。
- 教職員や各学校、教育委員会におかれましては、本ハンドブックを活用して、今後の業務改善に向けた取組のヒントを得たり、お互いに情報を交換すること等により、取組の一層の推進を図るなど、それぞれの業務改善に積極的につなげていただければ幸いです。教職員が心身ともに健康で、余裕を持ってしっかりと子どもと向き合うための一助として、本ハンドブックが活用されることを願っています。

### 【ハンドブック作成・改訂の経過】

- |           |       |           |        |
|-----------|-------|-----------|--------|
| ・ 平成21年2月 | 作成    | ・ 平成29年3月 | 第9次改訂  |
| ・ 平成22年1月 | 第1次改訂 | ・ 平成30年3月 | 第10次改訂 |
| ・ 平成22年3月 | 第2次改訂 | ・ 平成31年3月 | 第11次改訂 |
| ・ 平成23年3月 | 第3次改訂 | ・ 令和2年3月  | 第12次改訂 |
| ・ 平成24年3月 | 第4次改訂 | ・ 令和3年3月  | 第13次改訂 |
| ・ 平成25年3月 | 第5次改訂 | ・ 令和4年3月  | 第14次改訂 |
| ・ 平成26年3月 | 第6次改訂 | ・ 令和5年3月  | 第15次改訂 |
| ・ 平成27年3月 | 第7次改訂 | ・ 令和6年3月  | 第16次改訂 |
| ・ 平成28年3月 | 第8次改訂 | ・ 令和7年3月  | 第17次改訂 |

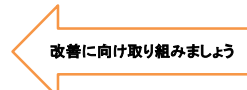
## ～ 目 次 ～

○業務改善のためのチェックシート	2
○ハンドブック案内	3
1. 学校現場を支援する取組	
●新時代の学びを支え、教職員の負担軽減を図るICT活用	5
●学校・家庭・地域の「連携・協働」	9
●各種教育相談の活用	
・スクールカウンセラー事業	10
・スクールソーシャルワーカー事業	11
・スクールロイヤー事業	12
●出前研修の活用	15
●育休中の職員への支援の活用	16
●健康支援体制の充実	17
2. ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組	
●勤務実態改善計画について	21
●部活動の適正な運営	23
●各種休暇制度の取得促進	25
3. 県教育委員会による業務改善のための取組	
(1) 県教育委員会の具体的取組	
●研修・会議等の精選・縮減	29
●調査文書等の見直し	32
●調査研究(モデル校)事業の見直し	37
●長時間勤務に関する目標指標の設定	39
(2) 負担軽減PTからの提案	
●提案1 会議・打ち合わせの方法を見直そう	41
●提案2 フォルダ・ファイルを整理しよう	43
●提案3 校務分掌の引継ぎの仕方を見直そう	48
●提案4 好事例を参考に、業務改善に取り組もう	51
●提案5 学校訪問時の湯茶について	52
○別冊1「取組事例集」	
○別冊2「教職員のための休暇ハンドブック」	
○別冊3「ICTを活用した学校の業務効率化の推進」	

※本ハンドブックは、全校種の教職員を対象としていますが、取組事例が特定の学校種等を対象にしてある場合は、その学校種等を表記しています。

大分県教育委員会HP内の教育人事課のページ「教職員のみなさんへ」の項目に、本ハンドブックと概要版、別冊1・2・3を掲載しています。

# ☆ 業務改善のためのチェックシート ☆



★各学校でこのチェックシートを活用して業務改善に取り組みましょう。

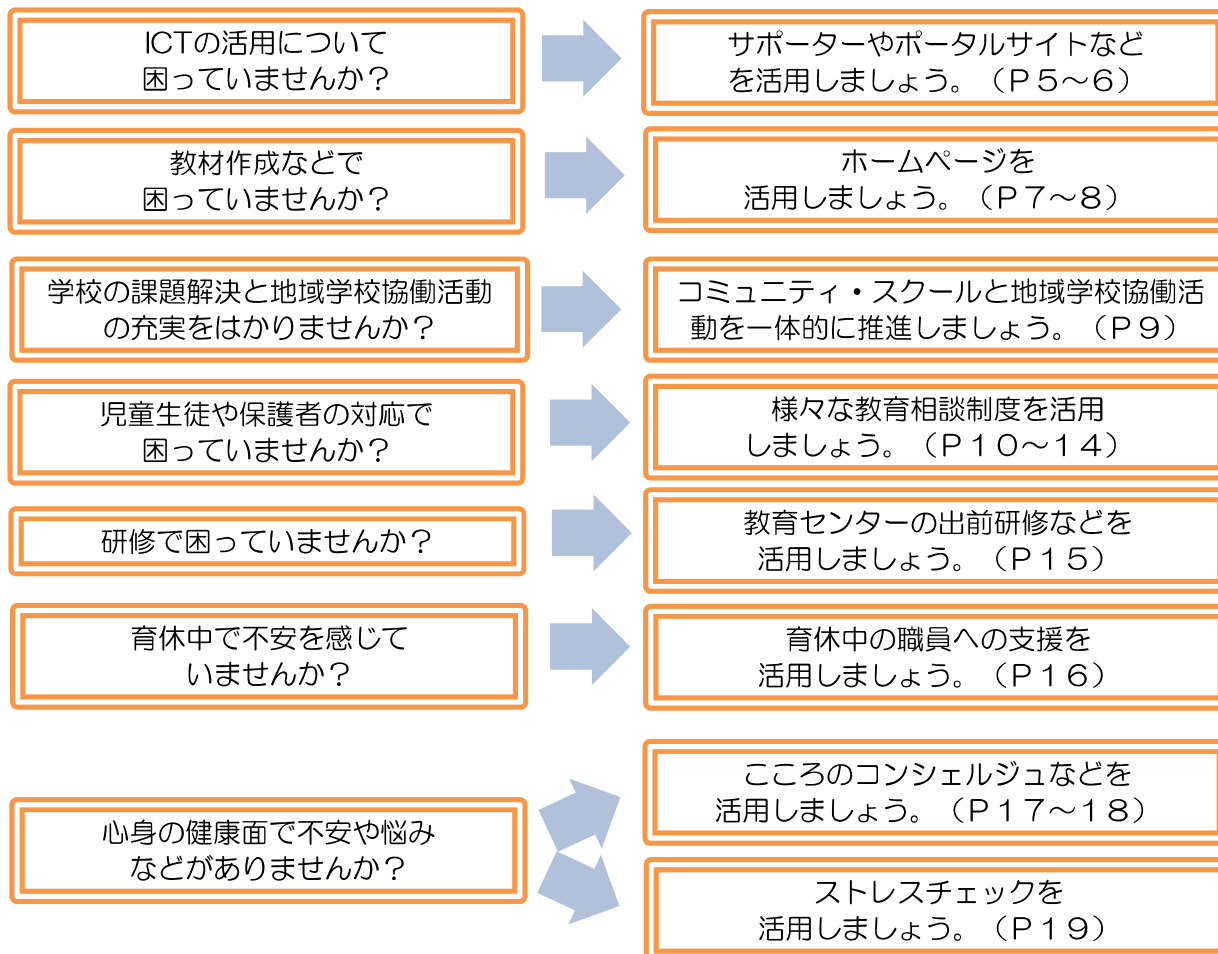
No.	項目	改善事例	チェック欄			
			◎	○	△	×
1	「勤務実態改善計画」の活用	①「勤務実態改善計画」を定期的に見直し、計画を実施している。				
2	会議・研修等の見直し	①情報伝達・交換のみの会議は他の手段により代替し、廃止をしている。(OENシステムの活用や資料の回覧などで代替)				
		②年間を見通した会議運営をするとともに、メール等を活用し、回数を縮減している。				
		③挨拶の省略や資料の事前提供により、会議の時間をできるだけ短縮している。				
		④会議の参加者を必要最小限としている。				
		⑤会議の終了時間を設定し、終了時間を厳守している。				
		⑥会議資料は、要点を整理したシンプルなものとしている。				
		⑦校内研修などは、その効果を十分に検証しながら見直しをしている。				
3	行事の見直し	①早めの計画立案・提案で準備に余裕を持たせている。				
		②行事の企画・運営マニュアルを整備するなど、毎年同じ時間、労力をかけることのないよう工夫している。				
4	業務の見直し	①校務分掌の整理、統合等をし、業務の効率化をしている。				
		②管理職が仕事内容を十分に把握した上で、教職員の能力と業務量などを見極めた上で業務を割り振りしている。				
		③授業教材や各種資料を共有し、授業準備などの負担を軽減している。				
		④分掌事務のマニュアル化を推進するとともに、共有フォルダに保存をし、資料の共有や業務の引継ぎに活用している。				
		⑤外部団体などからの作品募集の依頼に対して精選を行っている。				
		⑥地域のボランティアなどを活用している。				
5	部活動の見直し	①生徒の希望を尊重しながら、部の整理統合をしている。				
		②部顧問を複数配置し、連携して指導に当たっている。				
		③部活動の休養日を設定している。				
6	決裁・起案の見直し	①決裁は、押印者を必要最小限とするなど、簡素化している。				
		②簡易な起案は、起案書を省略し、回議ゴム印等で簡素化している。				
7	その他	①仕事を一人で抱え込まないよう、学年内や学校全体で組織的な対応が行われている。				
		②業務の繁閑に応じて、教職員間の支援体制ができています。				
		③年次有給休暇の取得を促進している。				
		④子育て支援などのため、各種の休暇の取得を促進している。				
		⑤ノー残業デーなどを設定し、定時に退勤しやすい環境づくりに努めている。				
		⑥教職員からの改善提案を奨励している。				
8						
9						
10						

※様式は各学校の状況に合わせて、適宜加工してご利用下さい。

# 【ハンドブック案内】

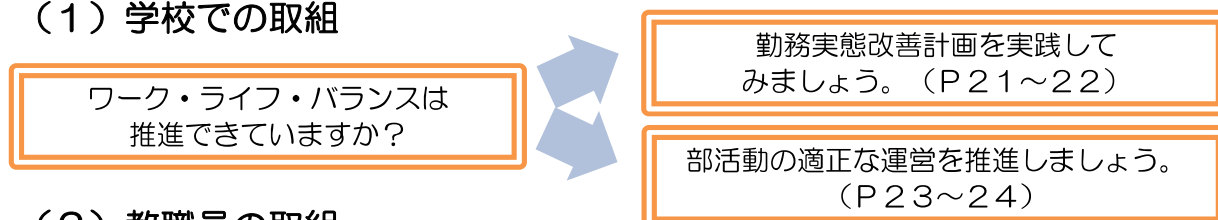
下記の問題点の解決策として活用してください。

## 1. 学校現場を支援する取組



## 2. ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組

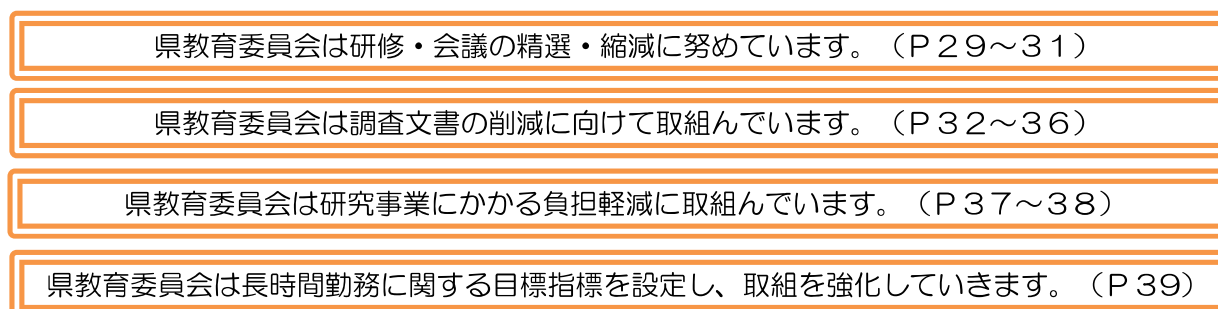
### (1) 学校での取組



### (2) 教職員の取組



## 3. 県教育委員会による業務改善のための取組



# 1. 学校現場を支援する取組



# 新時代の学びを支え、教職員の負担軽減を図るICT活用

## 取組の方向性

新時代の学びを支え、教職員の負担軽減を図るため、1人1台端末を活用した授業やICTを活用した校務等、学校の教育情報化の充実を図ります。

## ①ICT教育サポーターによる学校支援

○R4.5月から、全ての県立学校にICT教育サポーターが訪問

- 支援内容：①授業支援  
②環境整備支援  
③校内研修支援など訪問対応

- 市町村や私立学校も活用可能。  
※令和5年度から、2市町と私立3校も活用している



生徒を支援するICT教育サポーター

## ②ICT活用授業&探究ライブラリーポータルサイト

- R4.7月に開設  
418事例を公開  
(R7.2月時点)

- アクセス件数は、  
開設より約94,000件  
(R7.2月時点)

- R5年度は、12本のインタビュー記事を追加。

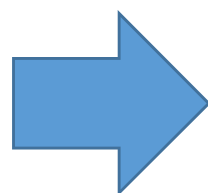


県教委 教育DX推進課ホームページから

## ③生成AIの活用 ～生成AIプラットフォームの利活用～

### <活用例>

- 授業準備、テスト問題作成
- アンケート作成・分析
- 資料要約・議事録作成
- 情報発信、あいさつ文作成
- 行事などの日程調整
- 進路指導(面接指導)



実証利用

### <成果>

- 校務の効率化、迅速化
- 行事等の企画、準備などベース作りの時短
- アイデアの創出、自分の考えの補完

※県立学校教職員希望者48名が  
12月～2月まで、有償アカウントで検証

#### ④OENシステム ～全教職員が利用できるパブリッククラウド～

- **いつでも**

インターネットさえつながれば、時間を選ばず利用できる。

- **どこでも**

学校や自宅、外出先でも利用できる。

- **どんな端末でも**

パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレット端末でも利用できる。

※ドライブ機能は、紛失の心配はなく便利です。

ただし、重要データ（重要度B以上）は保存できません。



#### ⑤統合型校務支援システム ～全市町村が共通のシステムを活用～

○令和6年度から、全ての市町村、県立中学校で共通の校務支援システムが稼働。異動時の負担軽減につながる。

##### 統合型校務支援システム

**学籍情報管理**

**出欠席管理**

**成績機能**

**保健機能**

さらに指導要録の電子化を推進し、押印や印刷の省略を可能とする。

#### ⑥採点補助システムの導入

○令和5年度より、県立中学校・高等学校へ導入し、採点業務時間を約58%短縮

○模範解答と生徒の答案をスキャンして読み込み、システム上で採点。

設問ごとに一覧表示され、一括して採点可能。



設問ごとの切り出し採点



## ⑦ホームページ等を利用して情報提供を行います。

取組事例



### 【「教育庁チャンネル」の活用】(教育改革・企画課)

○優れた授業の取組事例の動画を大分県教育委員会ホームページに掲載し、教員がいつでもどこでも授業改善に取り組める環境を構築しています。

授業力向上に役立つ「大分県教育委員会ホームページ」を活用ください。

<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>

【 内 容 】

#### 「大分県教育庁チャンネル」

##### シリーズ授業まるごと

- 県内の様々な公立学校の優れた授業を紹介しています。
- 指導のポイントについて、授業者や指導主事の解説が付いています。
- 机間指導のタイミングや生徒の発言への対応等、授業の全てを見ることができます。

##### シリーズICT活用

- 「1人1台端末」等のICT機器の活用方法を動画で見ることができます。
- 「遠隔授業」等の活用事例も紹介しています。
- ソフトの活用方法を含め、すぐにも授業で使える実践事例を紹介しています。

##### その他

- シリーズ「わが校の魅力」では、地方創生を担う人材育成の様子などを紹介しています。
- ※これら以外にも、学校・地域の取組や、がんばる児童生徒を紹介した動画を多数アップしていますので、ぜひご覧ください。

### 【大分県教育センターのホームページの活用】(教育センター)

○教職員研修に関することや教科指導・教材研究のための資料を掲載しています。活用ください。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/31401/>

県教育センター



【 内 容 】

#### 教職員研修に関すること

- 全国教員研修プラットフォーム「Plant」のログインページへのリンクを掲載しています。
- 月毎の研修カレンダーや研修の実施要項、申込・届出様式などを掲載しています。

#### 学習指導や教材研究のための資料

- 授業づくりの情報を掲載しています。
- 調査研究報告書等の教育資料を掲載しています。

#### 子どものことに関する相談

- 保護者や教職員の相談窓口を掲載しています。

Plantログイン



### 【大分県公立学校総合情報ポータルサイトの活用】

OOENシステムを利用することのできる全教職員向けの情報サイトです。

総合情報ポータルサイトのホームページ

<https://sites.google.com/a/oen.ed.jp/school-portal/>

### 【公立学校共済組合大分支部、大分県教職員互助会のHPの活用】(福利課)

○公立学校共済組合大分支部のホームページや大分県教職員互助会のホームページでは、福利厚生等の各種事業について掲載しています。

公立学校共済組合大分支部ホームページ <https://www.kouritu.or.jp/oita/>

大分県教職員互助会ホームページ <http://daikyogo.com/>

## ⑧授業準備に向けて

指導案や教材などの資料を掲載しているHPを案内します。授業準備をする際に、参考にして下さい。



<b>早わかり！単元計画の作成手順</b>	義務教育課Webサイト ( <a href="https://www.pref.oita.jp/site/gakkokoyoiku/havawakari-teiyunn.html">https://www.pref.oita.jp/site/gakkokoyoiku/havawakari-teiyunn.html</a> )
<b>特別支援教育実践事例</b>	大分県教育センターWebサイト ( <a href="https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/center-tokushijirei.html">https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/center-tokushijirei.html</a> )
<b>学習指導案作成の手引き（特別支援）</b>	大分県教育センターWebサイト ( <a href="https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/gakushuushidouan-tebiki.html">https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/gakushuushidouan-tebiki.html</a> )
<b>授業構想チェックシート（特別支援）</b>	大分県教育センターWebサイト ( <a href="https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/iyugyou-kousou-check.html">https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/iyugyou-kousou-check.html</a> )
<b>特別支援学校における主体的・対話的で深い学び 実践事例集</b>	大分県教育センターWebサイト ( <a href="https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/tokushi-shutaitaiwa.html">https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/tokushi-shutaitaiwa.html</a> )
<b>ICT活用授業の優良事例</b>	ICT活用授業&探究ライブラリポータルサイト ( <a href="https://oita-eduportal.com/">https://oita-eduportal.com/</a> )
<b>体育・保健体育実践事例</b>	大分県公立学校総合情報ポータルサイト <small>(OENシステムへのログインが必要)</small> ( <a href="https://sites.google.com/oen.ed.jp/pes/">https://sites.google.com/oen.ed.jp/pes/</a> )
<b>大分県立高等学校ICT活用授業実践事例集</b>	大分県公立学校総合情報ポータルサイト <small>(OENシステムへのログインが必要)</small> ( <a href="https://sites.google.com/oen.ed.jp/high-school-ict/">https://sites.google.com/oen.ed.jp/high-school-ict/</a> )
<b>各教科等に関する教材や資料集等</b>	文部科学省Webサイト ( <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1394142.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1394142.htm</a> )
<b>学習支援コンテンツ等</b>	文部科学省Webサイト ( <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm</a> )
<b>特別支援教育教材等</b>	国立特別支援教育総合研究所：支援教材ポータル ( <a href="https://kyozai.nise.go.jp/">https://kyozai.nise.go.jp/</a> )
<b>特別支援教育実践事例等</b>	国立特別支援教育総合研究所：インクルーシブ教育システム構築支援データベース ( <a href="https://inclusive.nise.go.jp/">https://inclusive.nise.go.jp/</a> )

# 学校・家庭・地域の「連携・協働」

## 取組の方向性

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、学校の課題解決と地域学校協働活動の充実を図ります。

## コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進しよう。

### 取組事例

#### 【コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)】(社会教育課)

○コミュニティ・スクールとは、保護者や地域住民等が参画する学校運営協議会を設置し、地域と連携・協働しながら学校運営に取り組む学校のことです。  
学校運営協議会では、学校の運営とそのために必要な支援について協議をします。

#### 【地域学校協働活動】(社会教育課)

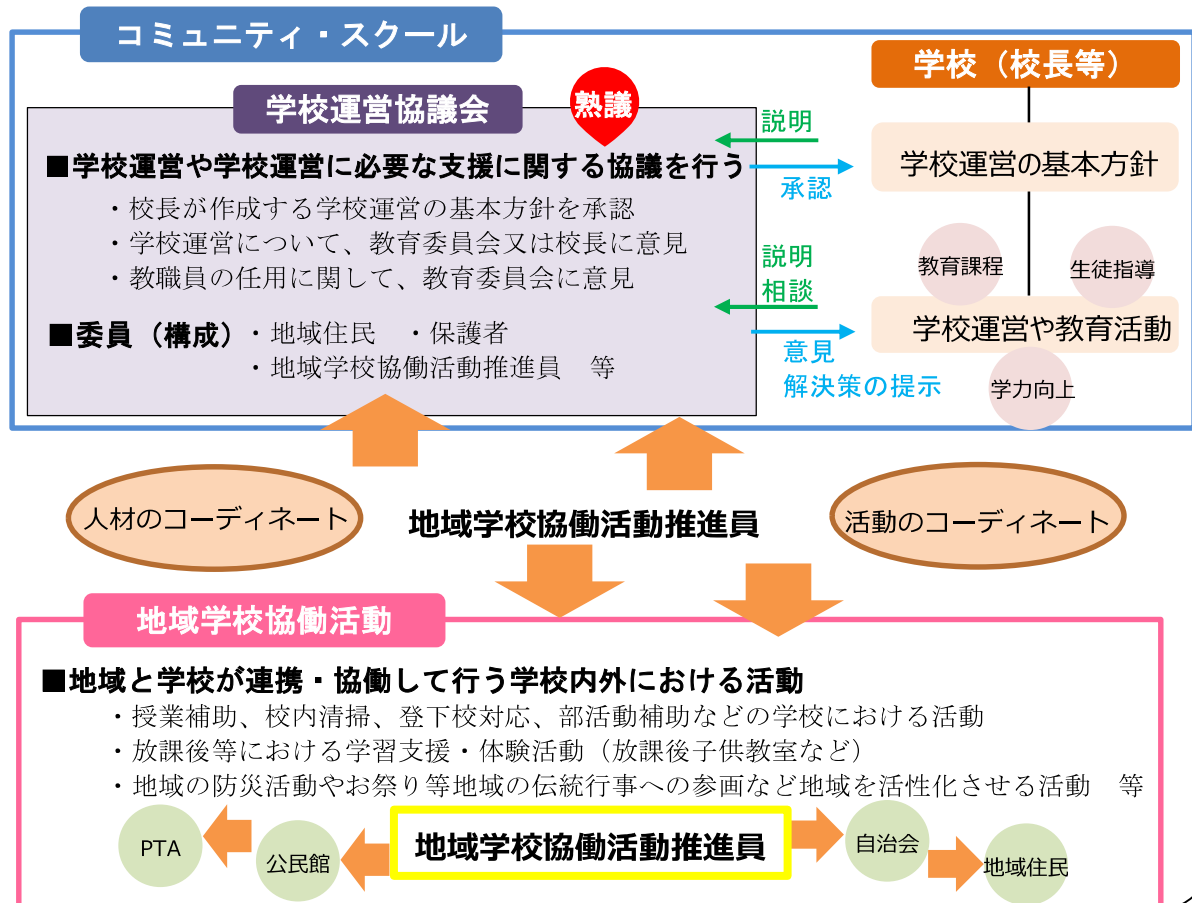
○地域学校協働活動とは、地域と学校が連携・協働して行なう、子どもたちの成長を支える様々な取組・活動のことです。

<学校の教育活動への支援>

- ・学習支援    ・部活動支援    ・登下校の見守り
- ・環境整備    ・キャリア教育    など

#### 【コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進】(社会教育課)

○学校運営協議会での協議を踏まえ、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員（「協育」コーディネーター）が、地域学校協働活動の企画・立案や地域人材の募集・確保などを行い、学校の課題解決や地域学校協働活動の充実を図っています。  
コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することにより、学校現場の負担軽減にもつながります。



# 各種教育相談の活用

## 取組の方向性

学校現場の様々な課題解決に向けて、教職員が1人で抱えこむことのないよう効果的なサポートができる専門スタッフによる支援体制の充実を図り、「チーム学校」の実現を目指します。

## ①様々な教育相談体制を活用しましょう。

### 【スクールカウンセラーの配置】(学校安全・安心支援課)

- 全ての公立小・中学校・県立学校に、公認心理師等のSC(スクールカウンセラー)を配置しています。
- また、SCに指導・助言等を行うSV(スーパーバイザー)を、各教育事務所管内に配置しています。

## スクールカウンセラー等配置事業

### <小中連携配置スクールカウンセラー>



### 職務内容

- 児童生徒へのカウンセリング
- カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する指導や援助
- 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集及び提供
- その他、児童生徒のカウンセリング等に関し、各学校で必要と認められる事項

## スクールカウンセラーの活用例

### ▶【事例1：中学校】不登校に関する相談事例

登校することに抵抗を感じている生徒が校内教育支援センターを利用。その後、支援員からの勧めでSCと面談につながる。小学校にきょうだいが在籍していることから、小中それぞれの担任、管理職等が集まりケース会議を実施。子ども、保護者に関する情報共有や支援方法、医療との連携について、今後の方針を確認。本児のこだわりの強さや感覚の敏感さを保護者に説明し、病院受診を勧める。本児の困りを理解し、本児が再度学校に慣れていくために必要な支援をSCが中心となって提案・実践していくこととした。これまでの登校ペースを維持しつつ、自己理解を目的としたSCとの面談も継続。

### ▶【事例2：中学校】いじめに関する相談事例

数年にわたって暴力や悪口といったいじめを受けており、親に相談したが取り合ってくれないため、SCに相談したことで事態が発覚。管理職へ報告後、校内でいじめ不登校対策会議を開催。①事実確認→②指導→③保護者への連絡→④今後のいじめ防止対策を推進、といった指導方針を確認。担任が関係児童へ聞き取りを行う。いじめの事実が確認されたため保護者へ連絡し、話し合いの場を設ける。指導後、いじめが続いている事実は確認されず、被害児童は元気に学校生活を送っている。

### ▶【事例3：中学校】貧困に関する相談事例

不登校が続いている生徒について、担任からの要望で面談を実施。当初は本児から困りを訴えてくることはなかったが、面談を重ねていくうちに、家庭の状況が語られるようになり、金銭的な不安が見えてきた。管理職に面談内容を報告。SSWとも情報共有を行い、社会福祉協議会に繋げることとした。家庭の支援についてはSSWが窓口となり、本児への面談はSCが継続して行った。

### ※負担軽減のポイント

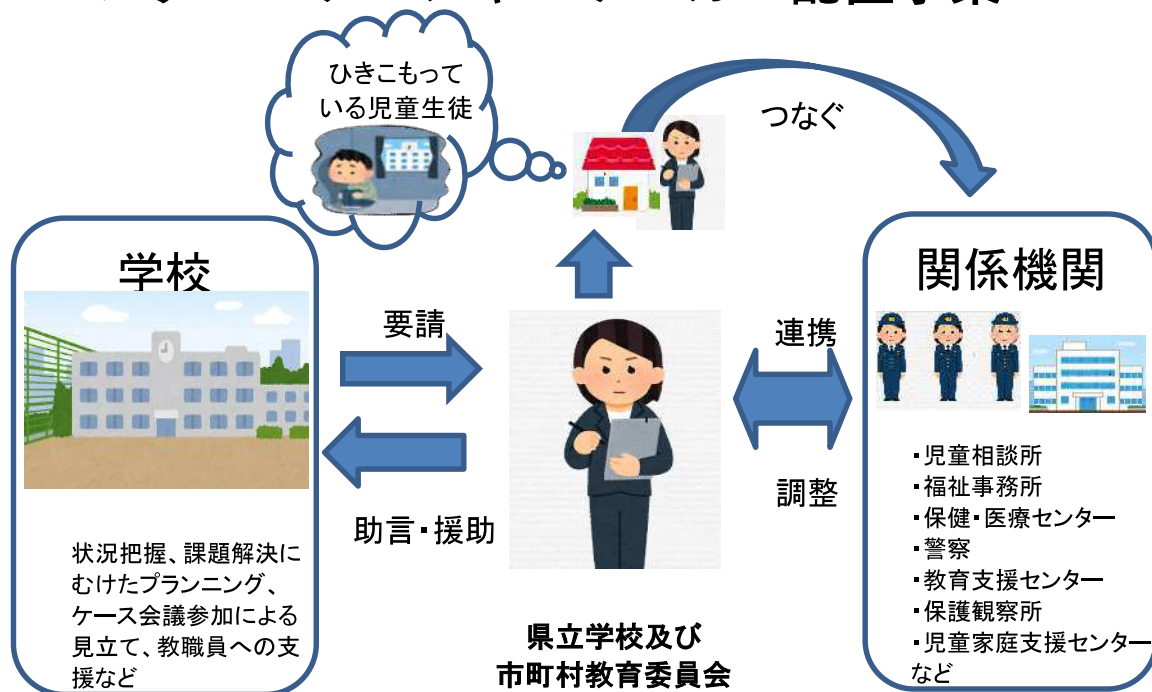
- OSCを活用することで、児童生徒対応において適切な役割分担が可能になった。
- クラス担任が一人で悩んでいたことが、SCに相談することにより、組織的な対応につながった。課題の解決にもSCが大きな役割を果たし、教員の負担軽減につながった。

### 【スクールソーシャルワーカーの配置】（学校安全・安心支援課）

○学校現場において、貧困による不登校を含めた家庭環境に起因する様々な課題を抱える児童生徒を早期に生活支援等の関係機関（児童相談所・福祉事務所等）に繋げていくことができるSSW（スクールソーシャルワーカー）の配置により学校を支援することができます。

また、SSWに指導・助言等を行うSV（スーパーバイザー）を学校安全・安心支援課に配置しています。

## スクールソーシャルワーカー配置事業



### 職務内容

- 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- 研修会等での助言
- 県教育委員会、市町村教育委員会、実際に業務を行う学校の校長が要請する児童生徒への支援に関する業務

### スクールソーシャルワーカーの活用例

#### ▶【事例：高等学校】複数の課題を抱えた生徒Aへの活用事例

○Aは体調不良で遅刻・早退により欠課時数増。保護者への連絡がつきにくく、SSWへ介入依頼。校内ケース会議で課題の整理を行い、医療受診につなぎ、Aは起立性調節障害と診断。発達検査でも特性が顕著。登校時の支援策も校内で検討し親子に提案したが登校には結びつかず。ひとり親家庭でダブルワークの保護者の心労もあり、SSWが定期的に面談を継続。また、主治医の助言もありAの社会的自立を視野に、SSWとMSWが連携。受診時に親子に転学や就労についての選択肢もあることを説明し、支援が途切れないよう同意を得て市のひきこもり支援担当課にも情報提供した。

○SSWは状況を踏まえ校内ケース会議を開催し、生徒の見守りと親族への連絡は学校が、医療機関、福祉事務所等との連携はSSWが役割分担することとした。

○生活環境が安定したAは卒業にむけて頑張っており、学校は進路決定のための指導を行っている。

#### ※負担軽減のポイント

- SSWを活用することで、児童生徒対応において適切な役割分担が可能になった。
- SSWの活用により関係機関との連携が迅速に行われるようになった。
- 組織対応できることで「分業・協働」がなされるとともに、早期解決につながり教職員の負担軽減につながった。

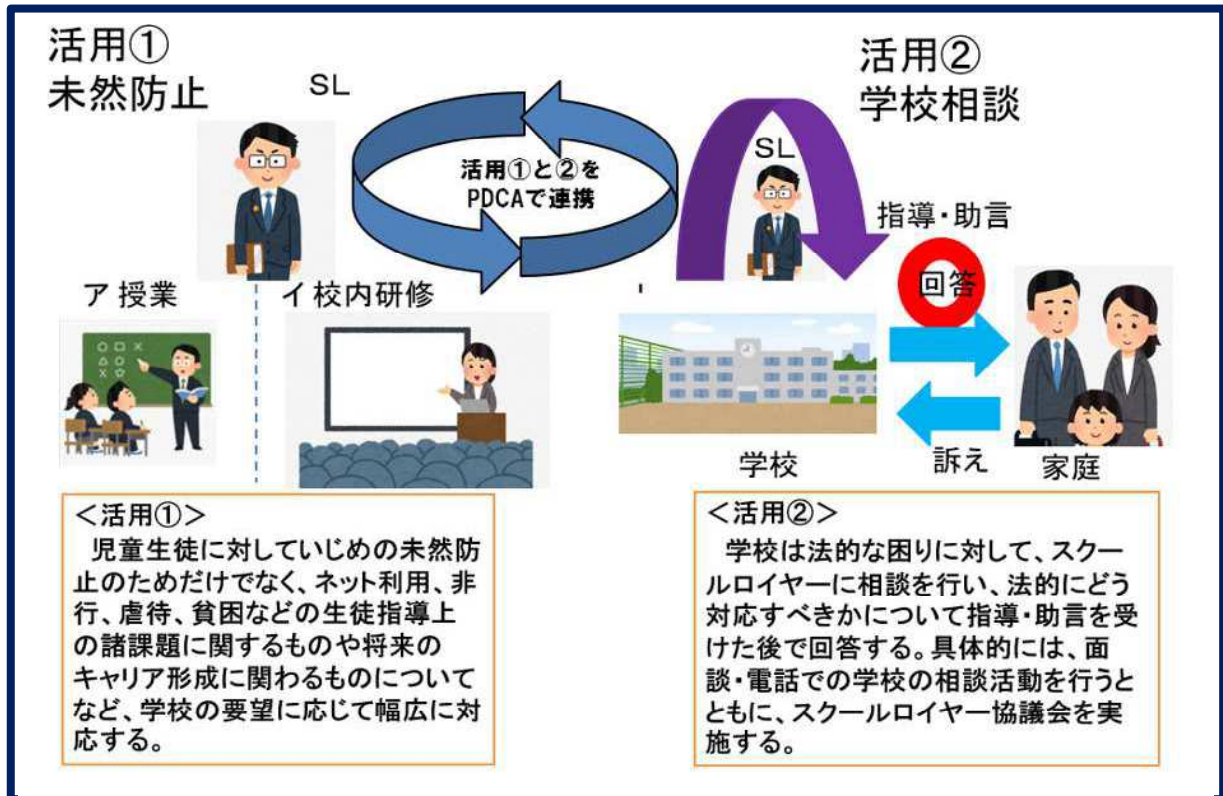
【 県立学校 】 要請が必要な学校は、SSW配置校へ連絡→SSWは要請に基づき支援

【小・中学校】 要請が必要な学校は、各市町村教育委員会へ連絡→SSWは要請に基づき支援

**【スクールロイヤーの活用】（学校安全・安心支援課）**

○児童生徒に対するいじめの未然防止と、いじめ等にかかる学校の対応力向上をねらいとして、平成30年度からSL（スクールロイヤー）を活用できるようになりました。法律の専門家が、各学校における法的側面からのいじめの予防教育の推進や、生徒指導に関する法的相談への対応等、諸課題の解決支援を行ってくれます。

**スクールロイヤー活用事業**



**活用① いじめ予防に関する研修会参加者の声**

- ・いじめは法律でしっかり禁止されているとわかった。SNSでの人との付き合いは気をつけないといけないとわかった。（小学校児童）
- ・いじめは法律ではっきり禁止されていることを初めて知った。これからはより相手の気持ちを考えて行動しようと思った。（中学校生徒）
- ・学校がやるべきことの線引きが確認できてよかった。抱え込まず、組織的に動けるように心がけたい。（高校教諭）

**活用② 学校の法的相談の内容と相談者の声**

主訴	概要
教職員の指導	教職員の不適切な指導について
いじめ	学校の適切な指導対応について
いじめ	保護者間のトラブルについて
対教師暴力	保護者への説明について
保護者DV	情報提供の可否について
学校事故	学校施設利用時の事故について
合理的配慮	配慮を求める保護者への学校対応について
個人情報	連絡網における個人情報の扱いについて

- ・「これまでは対応に悩んで、何度も職員会議をもっていたが、SLから法的に問題が無いというアドバイスを受けたことで、その時間が短縮できた。」
- ・「法律に照らしたアドバイスを受けたことで、保護者に対応する際に、不安が無くなった。」
- ・「SLの指導・助言がこれほど心強いものなのか、と実感している。」

※活用方法は、大分県教育委員会HPの学校安全・安心支援課のページ内に掲載している「スクールロイヤー活用事業実施要項」で確認してください。

**【24時間子供SOSダイヤル】(学校安全・安心支援課)**

なやみいおう

○フリーダイヤル 0120-0-78310

**【いじめ相談(メール)】(学校安全・安心支援課)**

○「いじめ」等について、メールによる相談窓口を開設しています。

メールによる相談窓口はこちら



[no-ijime@pref.oita.lg.jp](mailto:no-ijime@pref.oita.lg.jp)



**【いじめ匿名連絡サイト スクールサイン】(学校安全・安心支援課)**

○スマートフォンやパソコンから、「いじめ」等を匿名で学校へ連絡できる窓口を開設しています。

※対象は、県立高等学校および県立中学校

**【教育支援センターのネットワークづくり】(学校安全・安心支援課)**

○各教育支援センター(適応指導教室)において、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援を実施しています(カウンセリング、学習活動、体験活動等)。

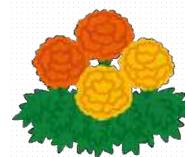
**大分県内にある教育支援センター**

大分県では、県教育センターにある「ボランの広場」をはじめ、17市町に教育支援センターが開設されています。

**【主な活動内容】**

それぞれの教育支援センターで多少異なりますが、概ね、以下の活動を行い、不登校児童生徒の学校復帰及び社会的自立を目指しています。

1. 来所・電話・訪問相談など不登校児童生徒及び保護者への支援
2. 不登校児童生徒に対する学習や体験活動等のプログラム
3. 関係機関との連携、親の会の活動 等



**＜大分県内の教育支援センター＞**

	設置者	教室名(通称)	電話番号	所在地
①	大分県	ボランの広場	097-503-8987 (相談専用) 097-569-0829	大分市大字旦野原847-2
②	中津市	ふれあい学級	0979-25-2461	中津市2301番地の1
③	豊後高田市	ビリーブ	0978-22-2710	豊後高田市美和1963番地の1
④	宇佐市	せせらぎ教室	0978-37-1605	宇佐市大字南宇佐2163-1
⑤	国東市	フレンドリーひろば	0978-72-0344	国東市国東町横手305番地の2
⑥	杵築市	ひまわり	0978-63-5220	杵築市大字杵築126-1
⑦	日出町	フレンドリー広場	0977-73-3171	日出町3891番地2
⑧	別府市	ふれあいルーム	0977-23-0867	別府市野口元町12番43号
⑨	大分市	フレンドリールーム	097-533-7744	大分市碩田町3丁目5-11
⑩	白杵市	ぎずな	0972-62-8341	白杵市大字白杵72-255
⑪	津久見市	ネロリ	0972-82-9526	津久見市大友町5-15
⑫	由布市	コスモス	097-582-1179	由布市挾間町挾間668-7
⑬	佐伯市	グリーンプラザ	0972-22-5131	佐伯市池田611番地1
⑭	豊後大野市	かじか	0974-22-0586	豊後大野市三重町内田2906番地
⑮	竹田市	サフラン	0974-70-5620	竹田市大字植木731番地
⑯	日田市	やまびこ学級	0973-22-1000	日田市淡窓1丁目1番1号
⑰	九重町	ほっとスペース	0973-78-8805	九重町大字町田549
⑱	玖珠町	わかくさの広場	0973-72-4141 (相談専用) 0973-72-2856	玖珠町大字森3889

## ＜大分県内の不登校を考える親の会＞

○不登校を経験した保護者同士のつながりができます。

名称	連絡先	地域	開催日時
すこっぷ	島澤 090-1360-4332	中津市	第2木曜日 19:30~
親cafe	山本 090-7476-3599	豊後高田市	第3水曜日 19:30~
空の会	速水 090-8401-3149	宇佐市	第4木曜日 19:30~
あずきの会	鹿島 080-8376-9924	国東市	第4金曜日 19:00~
かがやきの会	麻生 090-3600-0603	杵築市	第4土曜日 18:00~
ダイヤモンドの会	井村 080-6413-8416	日出町	第3or第4木曜日 19:00~
大分市「星の会」	増井 090-4358-1248	大分市	第1土曜日 13:00~
	宮崎 090-3624-3899		第3金曜日 19:00~
きりかぶの会	薬師寺 080-3943-1903	大分市	第3土曜日 19:30~
リクルール	藤原 090-5081-8592	大分市	要問合せ
起立性調節障害の会	od.oitaken@gmail.com	大分市	要問合せ
津久見市「星の会」	戸高 070-4466-5505	津久見市	第2金曜日 19:30~
由布市「星の会」	立川 090-8662-3966	由布市	第4木曜日 19:30~
不登校を考える親の会	学校教育課 0972-22-4670	佐伯市	第4土曜日 14:30~
豊後大野市「星の会」	大原 090-9070-9988	豊後大野市	第2木曜日 19:30~
コスモスの会	山口 090-5470-8998	竹田市	第3木曜日 19:00~
カラコルの会	三苫 090-1190-9693	日田市	第4or第3火曜日 19:00~
くす・ここのえポシビリテの会	日隈 090-7394-3773	玖珠郡	第2木曜日 19:00~
			第3金曜日 19:00~

### ②生徒指導支援チームを設置しています。

#### 【生徒指導支援チームの設置】(学校安全・安心支援課)

○生徒指導事案が発生し、学校から派遣要請があった場合には、児童福祉や更生保護の専門家等で構成する「生徒指導支援チーム」を派遣し、問題事案の早期解決の支援や児童生徒へのカウンセリング、周囲の児童生徒のケアなどを行います。

### ③警察との連携を図ります。

#### 【警察との連携】(学校安全・安心支援課)

○学校と警察が連携を密にし、再非行の防止、被害の拡大防止、児童生徒の健全育の観点から、児童生徒の問題行動等に係る『学校と警察の連絡制度』を実施。



#### 【警察との相互連絡制度に関する協定】(学校安全・安心支援課)

○児童生徒の問題行動や被害事案等については、学校だけで対応することが困難な状況も見られることから、児童生徒の非行及び犯罪被害の未然防止並びに安全確保を図るため、学校と警察の連絡体制を制度化し、『学校と警察との相互連絡制度に関する協定』を県教育委員会と警察本部との間で締結しました。





# 出前研修の活用

## 取組の方向性

教育センターが行う出前研修の活用により、パッケージ化した研修の提供と教育活動の支援を行います。

学校、市町村教育委員会、教科部会等の研修をお手伝いします。

### 取組事例

学校全体で授業改善に取り組みたいんだけど・・・。

ICTを活用した授業づくりについて学びたいんだけど・・・。

いじめ・不登校についての支援をしたいんだけど・・・。

障がいのある子どもたちの支援の仕方について学びたいんだけど・・・。

学校、市町村教育委員会、地域の教科部会の課題解決の第一歩に！！

### <出前研修実施講座一覧>

研修番号	講座番号	講座名	問合せ先
S801	11	学校全体で取り組む授業研究の在り方（小・中・高）	県教育センター 教科研修・ICT推進部 097-569-0227(直通)
	12	学習評価の充実（小・中・高）	
	13	「特別の教科 道徳」の授業づくり（小・中）	
	14	「総合的な学習の時間」及び「総合的な探究の時間」の授業づくり（小・中・高）	
	15	ICTを活用した授業づくり（小・中・高）	
	16	情報モラル教育（小・中・高）	
	17	プログラミング教育（小）	
S802	21	通常学級における発達障がいのある児童生徒の理解と支援	県教育センター 特別支援教育部 097-569-0232(直通)
	22	特別支援学級・通級指導教室の授業づくり	
	23	特別支援教育における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善	
S803	31	人間関係づくり（『大分県版人間関係づくりプログラム』の活用）	県教育センター 教育相談部 097-569-0829(直通)
	32	学校で生かせるカウンセリング	
	33	いじめ・不登校の理解とチーム支援（解決志向を用いたケース会議の活用）	

出前研修の申込様式は、大分県教育センターのホームページからダウンロードできます。まずは電話にてご相談ください。

大分県教育センターホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/31401/>



# 育休中の職員への支援の活用

## 取組の方向性

育児休業中の職員が安心して職場に復帰し、復帰後もスムーズに職務が行えるよう支援体制の充実を図ります。

育休中のブランクが  
あって仕事ができるか  
心配・・・

ICTの活用状況はどう  
なっているんだろ  
う・・・



育児休業中の職員を対象とした下記の支援を積極的に活用して、復帰時の不安を解消しましょう。

## 育児休業中の職員のキャリア形成を支援します

出産・育児期間のブランクによるキャリア形成や職場復帰に対する不安を軽減し、モチベーションアップを図ることを目的に、育児休業中の職員へ研修受講機会を提供するとともに、安心して研修に臨めるよう託児サービスの提供を行うなど、育児休業中の職員のキャリア形成を支援します。

○様々な研修を受け、出産・育児期間のブランクによる不安を解消しましょう。  
○申込方法等、詳細については、大分県教育センターホームページ「育休職員のキャリア形成について」をご覧ください。

<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/h30ikukyuu.html>



オンデマンド研修も  
利用しましょう！



◇問い合わせ先◇ 大分県教育センター 総務企画部 TEL : 097-569-0119 (直通)

## 育児休業中の職員を対象にした情報共有・交流の場づくりを設定します

育児休業中の職場の様子や教育行政に関する最新情報などの情報提供、育児をする上での不安解消などを目的として、相談者を配置した情報共有・交流の場を設定し、職場復帰がスムーズに行えるよう支援します。

# 健康支援体制の充実

## 取組の方向性

教職員が心身ともに健康に働けるよう、各種の相談事業やストレスチェックなど健康支援体制の充実を図ります。

## ① こころのコンシェルジュを活用しましょう。

○メンタルヘルス対策として、「こころのコンシェルジュ」（教職員OB、OG）を県下各地（各教育事務所、福利課）に配置しています。※R3年度から12名体制

○コンシェルジュは各学校を巡回し、学校長や本人と面談、教職員のこころの問題をワンストップで受け止め、必要に応じて産業保健スタッフにつなぐなどの早期対応や職場復帰に向けた支援を行っています。



### こんな時には、気軽にコンシェルジュにご相談ください

人間関係がうまく  
いかない……

夜眠れなくなった…  
夜中に目が覚める…

仕事のことで相談したいけ  
ど、みんな忙しそうで声を

個人的なことなので、  
職場の人に相談でき

学級経営がうまくい  
かない…

家族のことで心配  
事がある…

日時：月～金曜日 9：15～17：00

方法：学校訪問、電話、メール等

対象者：新採用、転入、病気休暇や退職からの復帰者、面談希望者、管理職 等

※話をするだけで気持ちが落ち着くことがあります、安心してご相談ください。

あの、、、  
相談したいん  
ですが…



## こころのコンシェルジュ紹介

【小・中学校担当】

【県立学校担当】

中津教育事務所(2名)  
0979-25-2212  
nakatsu-con@oen.ed.jp  
nakatsu-con2@oen.ed.jp

大分教育事務所(2名)  
097-506-5930  
oita-con@oen.ed.jp  
oita-con2@oen.ed.jp

竹田教育事務所  
0974-63-2103  
taketa-con@oen.ed.jp

別府教育事務所(2名)  
0977-67-6411  
beppu-con@oen.ed.jp  
beppu-con2@oen.ed.jp

佐伯教育事務所  
0972-22-1929  
saiki-con@oen.ed.jp

日田教育事務所(2名)  
0973-23-5131  
hita-con@oen.ed.jp  
hita-con2@oen.ed.jp

福利課(2名)  
097-506-5481  
fukuri-con@oen.ed.jp  
fukuri-con2@oen.ed.jp

※ご相談・お問い合わせのプライバシー情報は固く秘守します。

## ② 教職員健康支援センターを活用しましょう。

### どんなときに利用するの？



最近体の調子が…

#### 教職員自身がこんな症状を自覚したとき

- ・ 仕事や心配事で眠れない、夜間・早朝に目が覚める
- ・ 仕事のミスが多くなった
- ・ 同僚など、人と会話するに疲れるようになった
- ・ 物事に集中できなくなった
- ・ 仕事が進まなくなった
- ・ 原因不明の身体症状（疲労感・頭痛等）がある
- ・ 食欲がなくなった（味がしない）

#### 管理監督者から見てこんな変化があったとき

- ・ 単純ミスが多くなった
- ・ 表情がなくなった（笑顔が見られなくなった）
- ・ 会話が少なくなった
- ・ 遅刻が多くなった
- ・ ぼーっとしていることが多くなった
- ・ 疲れているように感じる
- ・ いつも一人であることが多くなった

※「学校現場における管理監督者のための職場復帰支援の手引き」参照

**お電話ください！**



(健康相談専用電話) 097-506-5475 【保健師とのホットライン】

### 教職員健康支援センターではどんな相談をしているの？

「こころの健康相談」 精神科医が面接し、不安や困っていること、辛いことを相談することで、解決方法を一緒に考えていく時間です。必要な場合は、医療機関受診やカウンセリングを勧めることもあります。

「カウンセリング相談」 臨床心理士が面接し、相談者の気持ちに寄り添い（傾聴・受容・共感的理解）、相談者が自ら解決策を導きだすサポートを行います。

※上記の相談は予約制になっていますので、上記の電話番号へご連絡ください。

### 関係機関が連携して対応した結果、早期回復できた事例

#### <教諭Aさんの場合>

Aさん：生徒・保護者との関係等で眠れない日々が続いているため、こころのコンシェルジュに相談。

(ｺﾝｼﾞﾙｼﾞ) → Aさんと面談後「眠れないことで仕事にも支障が出始めたという話があったため『こころの相談』を紹介したい。Aさんにはセンターに状況を伝えること、センターから連絡がくることについて説明し、承諾済み。」と教職員健康支援センターに連絡あり。

(セナ-) → ｺﾝｼﾞﾙｼﾞからの連絡を受け、Aさんと連絡をとり、相談日について調整。

Aさん：後日、『こころの相談』で精神科医と面接。その結果、治療が必要であると診断されたため、医療機関を受診し、内服治療を開始。

(セナ-) → 精神科医との面接内容を把握すると同時に、本人了解の下、学校の管理職に対して、相談医の助言を伝え、部活動や分掌業務の負担軽減について依頼。

Aさん：学校で校務分掌を配慮してもらい、服薬しながらではあるが、現在休暇を取らずに勤務ができている。今後も医療機関に通院しながら、徐々に以前の状態に戻していく予定。

(セナ-) → 取組の結果、本人の体調も回復に向かいつつあるため、引き続き、コンシェルジュと連携して必要に応じた支援を行うことにしている。

### ③ ストレスチェックを受検しましょう。

ストレスチェックは  
労働安全衛生法に  
定められています

「ストレスチェックは何のためにするの?」との質問をよく受けます。  
教職員のみなさんに理解していただけるように、ストレスチェックについて説明します。

#### ストレスチェックの目的は?

1. 自分自身を振り返り、心理的な負担の程度(ストレス度)を知る。
2. 定期的に自分のストレス度を知ることで、ストレス解消や相談利用等のセルフケアに役立てる。
3. 集団分析結果を職場環境改善のために活用し、働きやすい職場づくりを推進する。

#### ストレスチェックで高ストレスと判断された

福利課の保健師が個別に連絡します。

1. メールで、福利課保健師から連絡します(定期的に庁内連絡・OENメールをご覧ください)
2. 医師による面接のご利用をオススメすることがあります。ご本人が希望する場合、医師による面接を受けることができます。
3. 必要に応じて、相談事業の紹介もしていますので、気軽にご利用ください。



#### 忙しくてストレスチェックをする時間がない!

1. ストレスチェックは最低年2回(前期・後期)の実施をお願いしています。
2. ストレスチェックはいつでも、何度でも、お好きなときに受検可能です。  
ただし、5~7月末(義務制は8月末)までに1回、10~12月末(義務制は1月末)までに1回を目安に、各自行ってください。(所要時間:約5~6分)
3. 結果の履歴を見ることができ、自分の過去のストレス度を振り返ることもできます。

#### ストレスチェックの「コメント欄」から

##### 【事務職員Bさんの場合】

Bさん: ストレスチェックでストレス度が高かったため、保健師からフォローのメールを受信。身体の健康面でも不安があったため、返信メールで「検査で大腸ポリープがあると言われ、精密検査を勧められたが、怖くて受診に行けない。」と打ち明けた。

センター: 保健師がBさんにOENメール等で不安の内容を聞き取り、医療機関の受診をアドバイス。

その後、本人から「気持ちが落ち着いてきたので、受診してみる」との返信あり。

Bさん: 後日、医療機関を受診し、結果に不安は残るものの、受診した事実についてセンターに報告。

センター: 受診したことを労うとともに、結果報告のお願いと治療を要する場合のセンターの支援、協力の用意について伝達。

Bさん: 受診の結果、早期がんの診断であったため、センターに報告。報告のメールには、これまでのセンターとのやりとりを通して、治療に対して前向きになれている現在の心境を綴った。

センター: 早期発見でよかったことを伝えるとともに、Bさんの体調回復のため、今後も引き続き必要に応じたサポートを行うことを伝え、様子を見守ることにしている。

**\*メンタル面のサポートだけでなく身体の健康に関するサポートを受けるきっかけとなります\***

#### ストレスチェックで自分の“こころのSOS”に気づきましょう!

ストレスチェックは、業務評価等とは無関係です!

コメント欄に書かれた内容は、ご本人と福利課保健師しか見ることができません。「誰かに話したいけど…」と思いながらも話せないでいること、相談できないことなどございましたら、お聞かせください。

みなさんがストレスチェックを行うことで、個人へのサポートはもちろん職場環境の改善のためにも活用できますので、積極的なご利用をお願いします!

※小中学校勤務の方は教育行政用パソコンから以下のアドレスを直接入力してください。

([http://e-shindan.oita-ed.jp/e-shindan\\_ky/default.htm](http://e-shindan.oita-ed.jp/e-shindan_ky/default.htm))

県立学校勤務の方はe-オフィスシステムから

「ストレスチェック」→「教育庁・県立学校の方はこちらから」



ストレスチェックを以前ご利用された方で「パスワードを忘れてしまった」という方は、教職員健康支援センター(097-506-5478)までご連絡ください。パスワードの初期化処理をさせていただきます。

初めてご利用される方は、画面の指示に従って好きなパスワードを登録し、ご利用ください。

## 2. ワーク・ライフ・バランス の推進に向けた取組



# 勤務実態改善計画について

## 取組の方向性

所属長等は、各学校で策定している「勤務実態改善計画」の点検・見直しと実践により、業務の効率化を図り、子どもと向き合う時間の確保やワーク・ライフ・バランスの実現を進めてください。

## 勤務実態改善計画の点検・見直し（例）

### ①まずは、自校の現状を分析しましょう！

- 学校・学級規模や職員人数及び職員の年齢構成など
- 分掌、業務内容及び部活動の状況など
- 現行の学校行事(地域行事)など
- (昨年度等の)時間外在校等時間や休暇取得の状況など

ポイント：数字や資料等を活用することで、より具体的な状況分析や課題の洗い出しに

### ②本年度、特に取り組む「重点テーマ（1改善運動）」を決めましょう！

- 会議・分掌・行事等の精選・見直し又は工夫・改善
- 部活動の活動時間や休養日の遵守などメリハリのある時間管理
- 時間外在校等時間の縮減
- 校務の効率化によると放課後時間の確保
- ICTを活用した業務の見直しやスリム化 など

ポイント：テーマを絞り、学校全体で共通認識して、検証・改善を行いつつ、1つ1つ業務改善を積み重ねていくことが重要

### ③「重点テーマ」に向け、取り組むより具体的な内容

- 会議での提案項目の精選及び時間設定の徹底(各項目10分、全体45分)
- 部活動の練習を平日週4日から3日へ見直す
- 週に2回は、担任に代わって副担任や他の教員が給食指導を担当
- 輪番制の休み時間対応による休憩時間の確保
- 年次有給休暇を毎月2回以上、年間15日以上取得 など

ポイント：管理職が取り組む内容、職員が取り組む内容等色々な視点からの詳細な取組内容を検討する工夫も

### ④学期毎などで検証してみましょう！

ポイント：PDCAサイクルをうまく回すためにも、小まめな効果検証に心がけましょう

## 〇〇学校勤務実態改善計画

## 1. 現状分析

本校は、各学年1学級に特別支援学級を加えた8学級の小規模校である。それぞれの学年が単学級であるため、学級担任にかかる事務的作業の負担が大きい。また、職員数の年齢構成も20代と50代と75%以上となっており、中堅層が少ない。多くは市外からの通勤で、中には1時間を超える長距離通勤をしている職員も1割弱いる。

その様な中、日常的に教材研究や児童の家庭学習の添削、生徒指導、分掌提案に追われている。そのため、教職員の勤務は必然的に超過傾向に陥りがちで、時間外勤務が日常化している。時間外在校等時間の平均は45時間を下回っているが、中には60時間を超えている職員がまだいる状況。職場全体にはびこる「超過勤務が当然」という感覚も気になる点である。このような状況で危惧される点は、現状の働き方が、個々の教職員にとって「持続可能な働き方か」という点である。自身の健康状態や家庭環境の変化など、個々の環境の変化があっても働き続けられることが可能か、そういった視点からも働き方を見直し、「持続可能な働き方」を創出する必要がある。

## 2. 重点テーマ（1改善運動）

「組織的な取組による勤務改善と個々の働き方の改善」

## 3. 具体的取組

## ①協働する組織の構築と仕事量の均衡化

（ア）新しい校内組織と校務分掌により目標達成に向けた協働体制を強化する。

（イ）分掌による仕事量の偏りを検証し、是正することをめざす。

## ②時間外勤務の縮減

（ア）校長は、時間外勤務の実態を把握し、必要に応じて個人面談を行う。

（イ）毎週金曜日を「ノー残業デー」とし17時に完全閉庁とする。

## ③年次有給休暇の取得促進

（ア）「休みたいときに休める」という意識を共有し、年次有給休暇の取得促進を目指す。

（イ）計画的な年次有給休暇取得の取組（計画年休）を推進する。

※取得促進のために日課の調整や自習代替等、教職員の協力体制を構築していく。管理職も可能な限り自習代替に入る。

## ④諸会議の効率化

（ア）運営委員会・拡大運営委員会・職員会議・PT会議を、水曜日を基本にしながら計画的に位置づけ、意思決定の円滑化と効率化を図る。「稟議」（机上回覧提案）を導入し、効率化を図る。

第1火曜日	運営委員会
第1水曜日	拡大運営委員会・PT会議
第2水曜日	職員会議（校内研修）・各種校内委員会
第3・第4水曜日	校内研修

## ⑤「働き方の見直し」（業務改善）を行う。

（ア）学期1回、自身の働き方についてのふり返りを行い、次学期につなげる。

（イ）時間対効果からの見直しを行う。時間を要する割に、教育的効果の小さい業務については、思い切ってやめる。

（ウ）業務の効率化。分掌担当として作成した文書は個別フォルダに必ず入れる。



# 部活動の適正な運営

## 取組の方向性

部活動指導は、教職員の時間外勤務の主な要因になるなど、教職員にとって負担が大きいことから、部活動の適正な運営を推進します。

### ①適切な休養日及び活動時間を設定しましょう。

○県教育委員会では、スポーツ庁・文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(R4.12)」に則り、「大分県の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定しました。(令和5年3月24日付け教委体第3018号、教委文3939号)  
その中で、以下のとおり休養日及び活動時間の基準を示しています。

#### 【中学校】

- 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。
- 活動時間は、長くとも平日2時間程度・休業日3時間程度とし、できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

#### 【高等学校】

- 原則、週当たり2日以上休養日を設ける。  
※1日は、週休日を休養日とすることが望ましい。
- 活動時間は、原則、平日3時間程度・休業日4時間程度とし、できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 学校の実態や特色及び競技種目や分野の特性、大会・シーズン等を考慮し、各学校において弾力的に休養日や活動時間を設定することができる。ただし、その場合においても、「週に1日」及び「月に1日以上休養日」を完全休養日とする。

#### 【中高共通】

- 長期休業中は、連続した休養日やある程度長期の休養期間を設定する。
- 休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、休養日を確保する。
- 大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、休養を増やすなど、週や月単位で他の日の活動時間において調整するなどし、生徒にとって過重な負担とならないよう配慮する。

#### 各学校の取組

○県立学校は県の方針に、市町村立学校は各市町村の方針に沿って、「学校の部活動に係る活動方針」及び「各部の活動計画等」を策定し、各学校の方針に則った活動を行っています。なお、各学校は活動方針、活動計画等をホームページで公開することになっています。

成長期にある生徒が、部活動・食事・休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮と、職員の負担軽減の、両方の観点が必要です。

#### 取組事例

#### 【合理的でかつ効率的・効果的な部活動指導】(体育保健課、文化課)

- 部活動用指導の手引(運動部)を活用しながら、科学的、合理的かつ効率のよい練習方法を工夫し、短時間であっても充実した活動が展開されるよう努めましょう。
- 顧問は、スポーツ医・科学の見地からトレーニング効果を得るために休養を適切に取ることや、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技術の向上につながらないことや、生徒の心身に負担を与えること等を正しく理解しましょう。
- 顧問は、生徒との意見交換などを通じて、生徒の多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、目標・指導の方針を設定しましょう。

## ②部活動の指導体制を確認しましょう。

### 取組事例

#### 【指導体制の見直し】（体育保健課、文化課）

- 特定の職員に負担が集中しないように、学校組織全体で部活動の運営や指導方針を検討したり、部活動の活動状況等に応じて顧問を複数配置するなど指導体制を見直すことも必要です。
- 管理職は、生徒や職員の数等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、職員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置しましょう。  
また、働き方改革を踏まえ、職員の部活動への関与について、業務改善及び勤務時間管理等を行いましょ。

#### <その他の改善策の具体例>

- ・経験のない部活動の顧問になった場合は、外部指導者等を活用し、専門的・技術的な助言をもらうなどの協力を得る。
- ・年間を通して、参加する大会や地域の行事・催し等の精選を図る。

### トピック

負担軽減プロジェクトチームでは、「適正な部活動の在り方について」の議論を重ねており、その中で出された学校現場が参考となる意見の一部を紹介します。

- 年度当初のPTA総会等で保護者に対して管理職から「部活動については、教員の負担軽減等に配慮し、本校では休養日を設定して活動の統一を図っています。」と説明してもらうことで、保護者からの理解を得て、学校全体で取組を進めやすく、休養日を取得しやすくする。
- 同一校において曜日を特定して外部指導者等を活用しながら、複数の部が体幹トレーニングなどのフィジカルトレーニングを合同で行うことで、全ての部の顧問が部活動に参加しなくてもよい体制を整える。
- 新採用者については、初任者研修に時間が必要であること、教諭として最も必要な教科指導や学級経営等を学ぶ時間が必要であることから、単独での部活動顧問は避けて、複数指導体制にするなど配慮することが望ましい。
- 部活動の指導体制は、複数指導体制となることが理想であり、一人で顧問をして特定の職員に負担が集中しないように配慮することが大切である。教職員数が足りずに複数指導体制が取れない学校においては、部活動数の見直しを検討することが理想である。
- 将来的な生徒数の減少を見越して、管理職のリーダーシップのもと、生徒・保護者・地域等に理解を得ながら計画的に学校規模に適した部活動数に調整することが理想である。

\*生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、地域や学校、分野、活動目的等の実態に応じて、多様な形で最適に実施されることを目指しましょう。

## ③部活動の支援をしています。

#### 【安全・安心な学校部活動支援事業】（体育保健課）

【県立学校対象】

- 県立学校の部活動において、公式大会に参加するために学校管理自動車等の長距離運行（片道20km以上）を行う場合には、専任の運転手を雇う経費?しています。

※時間単価 6,000円  
補助率 2/3以内

# 各種休暇制度の取得促進

## 取組の方向性

所属長は、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、職員に対する制度利用の徹底と併せて、職場全体の支援体制の整備や休暇を取得しやすい環境づくりに努めましょう。  
また、職員は各種休暇制度の内容の理解を深め、積極的に活用しましょう。

## ①年次有給休暇の取得促進

### 取組事例

#### <所属長>

##### ○年次有給休暇取得計画表の作成

長期休業など、2か月毎に年次有給休暇取得計画表を作成し職員に配布するとともに、目に付く場所に掲示するなど、日頃から職員が計画内容を共有できるようにしましょう。

##### ○管理監督者における適切な勤務時間の管理

所属長等は、職員が計画表どおりに年次有給休暇を取得出来るよう業務の進捗管理を行い、計画表の年次有給休暇取得日が近づいたら該当職員に声掛けをしましょう。

##### ○所属長自らが率先した取得

所属長は自ら率先して計画表どおりに年次有給休暇を取得するように努めましょう。

##### ○定期的な取得実績の把握

定期的に職員の年次有給休暇の取得実績を確認し、取得実績が著しく少ない職員に対しては聞き取りを行うなど原因を把握し、業務分担の見直し等体制の改善を図りましょう。

##### ○会議・行事等開催日の配慮

長期休業やゴールデンウィーク、月曜日や金曜日が祝日の場合はその前後の勤務日、飛び石連休の場合には祝日と週休日の間の勤務日などの日は、連続した休暇取得ができる機会なので、週休日前後の会議や行事等の開催は極力控えるようにしましょう。

##### ○仕事と家庭の両立

仕事と家庭の両立の観点から、職員が子どもの入学式、卒業式、授業参観等の学校行事に参加する場合には、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。

#### <職員>

##### ○年次有給休暇の計画的な取得(一の年において20日、繰越しを含め最大40日)

職員は休暇の計画を立てる際、自分が休めるようにすることと周りの職員が休めるようにすることを同時に配慮しましょう。また、計画した休暇は積極的に取得しましょう。

#### <参考>

大分県特定事業主行動計画(県立学校職員対象)(計画期間:R2~R6)

年次有給休暇の年間取得目標 教育委員会:平均15.0日

※令和5年実績は、目標値の平均15.0日に対して平均13.8日

※市町村立学校職員は、各市町村ごとに計画が策定されています。

## ②長期勤続休暇及び夏季休暇等の取得促進

### 取組事例

#### <所属長>

○所属長は「長期勤続休暇」（各年度内に満35歳、45歳又は55歳に達する職員：連続する3日間）や、「夏季休暇」（6月1日～9月30日の間に5日間※取得期間の特例措置有）について、職員に休暇の完全消化を働きかけるとともに、該当者が支障を来すことなく計画的に連続休暇を取得できるよう、職場内の応援体制の整備など、取得しやすい職場環境づくりに努めましょう。

#### <職員>

○職員は、「長期勤続休暇」や「夏季休暇」を取得できるように、計画的に業務を行い、完全取得しましょう。

## ③男性職員の子育てに係る休暇の取得促進

### 取組事例

#### <所属長>

○所属長は子どもが生まれた（生まれる予定の）男性職員の休暇等取得予定の状況を計画表等により把握し、以下の休暇を必ず取得するよう働きかけましょう。

①出産補助休暇（産前4週間～産後2週間の間に3日間 ※分割取得・時間単位取得可）

②育児参加休暇（産前8週間～産日以後1年を経過する日までの間に5日間 ※分割取得・時間単位取得可）

○子どもが生まれた（生まれる予定の）男性職員に対し、育児休業制度の説明や取得例の紹介を行うとともに、取得の意向を確認し、可能な限り育児休業を取得するよう働きかけましょう。

#### <参考>

大分県特定事業主行動計画（県立学校職員対象）（計画期間：R2～R6）

男性職員の育児休業取得率目標 教育委員会：国の目標（30%）以上

※令和5年度実績は、26.0%

※市町村立学校職員は、各市町村ごとに計画が策定されています。

責任を認識する重要な時期であるとともに、実際に出産をサポートすることは、配偶者の大きな心の支えとなります。父親となる職員は、出産補助休暇や育児参加休暇を積極的に取得しましょう。

#### ◆取得例（分割や時間単位取得可）

（出産前）・配偶者の妊婦定期検診、入院や赤ちゃん用品の準備、  
・入院の付き添い、上の子の送迎などの養育 など

（出産）・出産当日、翌日、退院日、入院中の配偶者サポート など

（出産後）・退院後、実家から戻った後のサポート、子の健康診断 など



## ④育児休業等の取得促進

### 取組事例

#### <職員>

○3歳未満の子を養育している職員は、大分県教育委員会ホームページ（学校職員の子育て支援のための休暇制度一覧）の「育児休業Q&A」等を参考にし、育児休業等を活用して、育児に積極的に参加しましょう。

### Check!

令和4年10月から、原則2回まで取得可能になりました。また、男性は子の誕生日から57日までの期間内にする育児休業（産後パパ育休）も2回取得できます。



## ⑤週休日の振替対象期間の拡大

### 取組事例

#### <所属長・職員>

○平成26年1月1日より週休日の振替対象期間が、前4週間～後8週間から前8週間～後16週間に拡大されています。

所属長は振替制度の趣旨を踏まえ、勤務日の直近に週休日の振替が行われるよう努めるとともに、振替が確実に取得できる職場環境づくりを進めましょう。また、職員は振替を確実に取得しましょう。

## ⑥教職員の各種休暇制度の周知

### ○「教職員のための休暇ハンドブック」の活用

NEW!

各種休暇制度を周知し、教職員が積極的に休暇を取得するために、学校現場の負担軽減ハンドブックの別冊として、「教職員のための休暇ハンドブック」を作成しています。

「休暇ハンドブック」については、大分県教育委員会のホームページから確認できます。



教職員の各種休暇制度を掲載していますので、県教育委員会HP内の教育人事課のページ「教職員のみなさんへ」から印刷して、ご活用ください。